

# 第3期 岩倉市 地域福祉計画

計画期間

令和5年度～令和11年度

安心できる 心がつながる 支え合う  
みんなが主役の地域づくり  
～岩倉市における地域共生社会の実現～



令和5年3月

岩倉市  
岩倉市社会福祉協議会

## I 計画策定の背景と趣旨

- 本市では、平成25年3月に第1期となる「岩倉市地域福祉計画」を策定し、その後平成30年3月に「第2期岩倉市地域福祉計画」を策定しました。第1期、第2期の地域福祉計画の推進期間中においても、少子高齢化や人々の価値観・ライフスタイル等の多様化により、私たちを取り巻く社会が大きく変化しました。地域で支え合い・助け合う力が低下し、さらに、個別の支援だけでは対応しきれない、既存の制度の枠組に当てはまらない課題の顕在化や地域生活課題の複雑化・多様化といった問題が生じています。
- このような社会情勢を受け、国においては「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示され各種の法改正が行われました。この改正では、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や複合化した地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりを行うこと、「地域福祉計画」を福祉の上位計画として位置づけること等が定められています。
- このような国の動向やこれまでの本市における取組、市民意識等を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく地域生活課題に対して、行政や社会福祉協議会、関係機関等が協力し合いながら、制度や分野の枠を超えて柔軟に対応できる包括的な支援体制づくりを推進するため、新たに令和5年度を初年度とする「第3期岩倉市地域福祉計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- 「地域福祉計画」は、「社会福祉法」（以下、「法」という）第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。
- 岩倉市社会福祉協議会は、法第109条の規定による民間の組織です。「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する計画であり、本計画と一体的に策定しました。
- 本計画の一部は「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」としても位置づけます。
- 本計画は、市の最上位計画である「岩倉市総合計画」や、その他の関連計画と整合を保つつつ策定しました。

### 「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

### 3 計画の基本理念

安心できる 心がつながる 支え合う

みんなが主役の地域づくり

～岩倉市における地域共生社会の実現～

第2期計画で重視してきた住民主体の計画であるという考え方を、地域共生社会のあり方を踏まえて継承し、支え手と受け手の関係を超えて住民みんなが主役として参画することで、一人ひとりにかかる負担を小さくし、ゆるやかに支え合うコミュニティをめざします。

### 4 計画の基本目標



#### 市民の参画による支え合いの地域づくり

これまでの本市の地域福祉計画で重視してきた住民福祉活動を活性化させる視点、地域生活課題についてみんなでつながり合いながらともに考えることができる地域をつくる視点を継承し、意識づくり、人材育成、団体活動等の活性化を図ります。さらに「地域共生社会」の理念を浸透させることで、地域福祉推進のための基盤を構築します。



#### 誰一人取り残さない、寄り添う支援がある地域づくり

生きづらさや困難を抱える人など、地域で暮らす様々な人が、その人らしく、また役割を持ちながら地域で安心して暮らすことができるためのセーフティネットの機能を強化します。



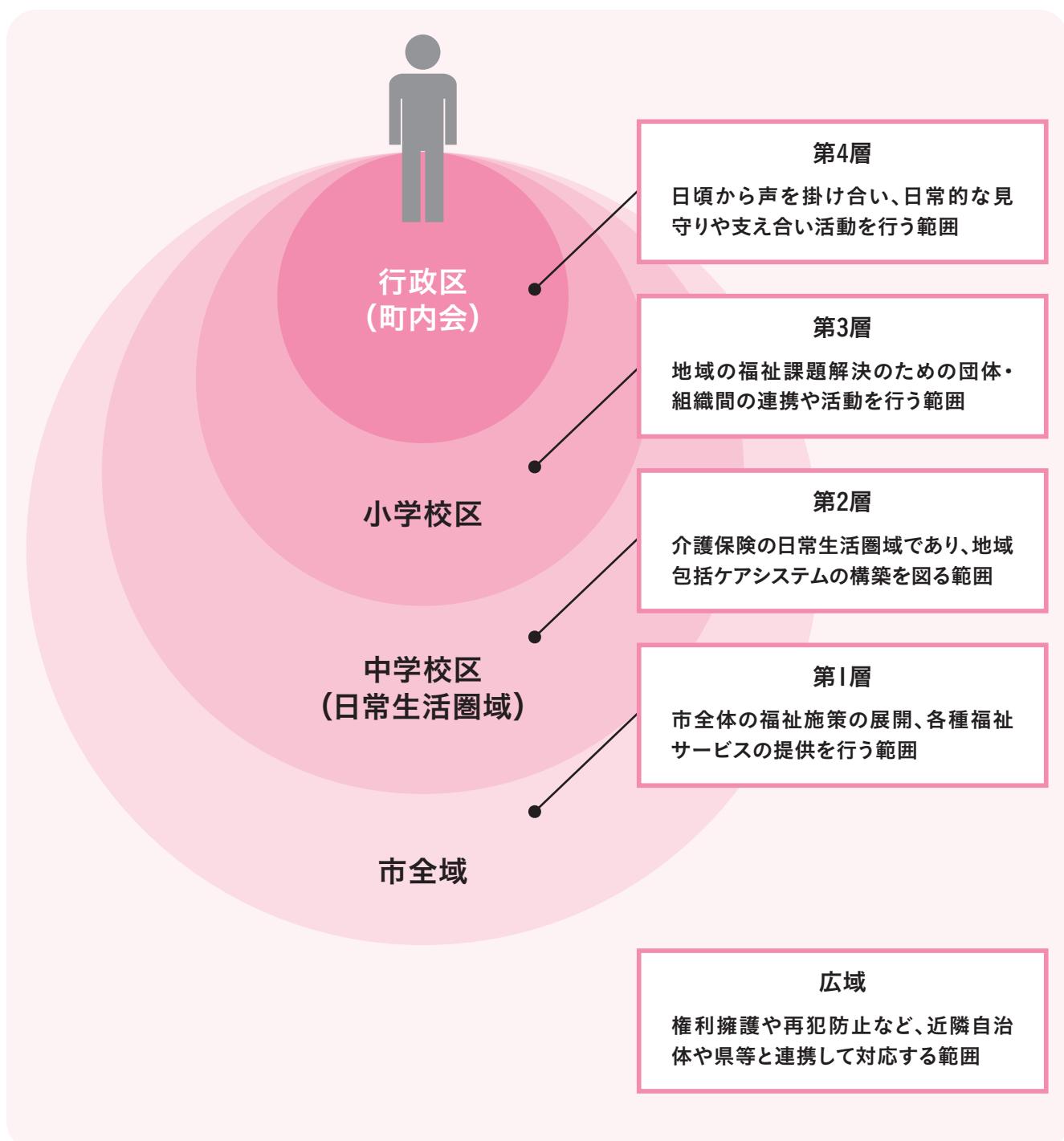
#### 包括的な支援に向けた体制づくり

制度や分野を超えた福祉ニーズに対し、包括的に受け止める総合的な相談支援体制を整備します。また、「いわくらあんしんねっと」を基盤として分野横断的なネットワークを強化し、様々な市民の参加支援、地域づくりなど、包括的な支援体制を構築するための検討を進めます。

## 5 岩倉市の地域の範囲の状況

- 「地域」の範囲は、活動や役割、または個々人の捉え方等で異なります。また、高齢者、障がい者、子どもの個別の福祉計画でも地域の範囲は異なっています。
- 本計画では、地域福祉を推進する基礎となる「地域」の範囲として、下記の4つの層に分けてしきみづくりを進めます。

### ■岩倉市における圏域の範囲



## 6 施策の展開



### 市民の参画による支え合いの地域づくり

#### (1) 支え合いの意識づくり

##### 現状・課題

- 令和3年度に実施した地域福祉に関するアンケート調査結果をみると、市民の地域福祉活動は活発とは言えず、地域福祉の必要性や「地域共生社会」の重要性等をより多くの市民に理解してもらい、地域福祉活動に参加・参画してもらうことが必要です。
- 地域福祉に関心のある層、ない層それが次のステップに進めるよう、様々な啓発等を行っていく必要があります。

##### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
01 福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>多世代交流事業</li><li>認知症サポーター養成講座の開催</li><li>福祉実践教室</li></ul>
02 福祉に関する情報発信や啓発イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>地域福祉計画推進フォーラム</li><li>福祉フェスティバル</li><li>スポーツフェスティバル・夢コンサート</li><li>広報紙等による情報発信</li></ul>
03 市民への学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>岩倉まちづくり出前講座</li></ul>



## (2) 支え合いの担い手の育成

### 現状・課題

- 本市でも少子高齢化が進み、支援が必要な人も増えています。これまで以上に身近な地域での支え合い・助け合い活動やつながりが大切になっています。
- 本市の総合計画では『マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす』を基本理念としており、多様な主体が役割を分かち合いながらまちづくりを進めていくことが重要です。
- 地域における支え合い・助け合い活動の担い手を増やし、すそ野を広げていくこと、活動継続のための支援や市民の主体性を育む仕組みづくり等が必要です。

### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
04 ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアセンターの運営</li> <li>●ボランティア養成講座</li> <li>●公益的活動を行う市民への支援</li> </ul>
05 市民団体の主体的活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民活動支援センターにおけるマッチング支援</li> <li>●公益的活動を行う市民活動団体への支援</li> </ul>
06 住民同士の支え合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーター</li> <li>●いきいき介護サポーター</li> <li>●シルバー人材センター</li> <li>●ホームスタート事業</li> <li>●ファミリー・サポート事業</li> </ul>
07 身近な見守り活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員活動</li> <li>●認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業</li> <li>●高齢者地域見守り協力に関する協定</li> </ul>



### (3) 地域福祉に関わる団体活動等の活性化

#### 現状・課題

- 市民の身近な地域には、「行政区」や「支会」等の様々な地縁組織、活動団体の社会資源があります。
- 地域で活動する地縁組織、活動団体等の目的に沿った活動の活性化や、団体同士の交流、意見交換、活動の連携によるさらなる発展も期待されます。

#### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
08 地域福祉活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"><li>●行政区への加入促進</li><li>●区公会堂の修繕補助金等</li><li>●区育成補助金等</li><li>●支会活動</li><li>●各種福祉団体等への支援(助成等)</li></ul>
09 学校と連携した地域づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"><li>●学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入</li></ul>
10 地域づくり支援・参加支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●「地域つながりづくり会議」の開催</li></ul>





基本目標

2

## 誰一人取り残さない、寄り添う支援がある地域づくり

### (1) 孤独・孤立化の防止

#### 現状・課題

- 地縁・血縁によるつながりの希薄化や、経済情勢の悪化、新型コロナウイルス感染症の影響等により孤独を感じたり、どこも・誰ともつながりを持てず孤立する人の問題が顕在化しています。
- 孤独、孤立を生まない地域にしていくためには、人と人とがつながることができる、そして必要な場合は支援につなぐことができる、様々な居場所づくりを推進していく必要があります。

#### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
11 生きることへの支援 (岩倉市自殺対策計画の推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲートキーパー研修</li> <li>● 臨床心理士によるこころの健康相談</li> </ul>
12 身近な居場所づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こころの居場所あみ～ご</li> <li>● 高齢者交流サロン活動費補助金</li> <li>● ふれあい・いきいきサロン活動</li> <li>● 子ども食堂支援</li> <li>● 多世代交流センターさくらの家、南部老人憩の家、児童館、地域交流センター、ひろば等</li> <li>● 大切な人を亡くされた人のお話会</li> </ul>



## (2) 権利擁護の推進

### 現状・課題

- 高齢化の進行に伴い、認知症の人などが増加し、権利擁護に関する支援が必要な人は増加していく見込みです。成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利を守る取組を推進し、必要な人に支援が届くようにしていく必要があります。
- さらに、虐待の防止、早期発見・早期対応に向けて、虐待に関する相談支援体制の充実や相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していく必要があります。

### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
I3 権利を守るための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>●成年後見制度利用支援事業</li><li>●尾張北部権利擁護支援センターにおける体制整備</li><li>●日常生活自立支援事業</li><li>●岩倉市子ども条例の推進</li></ul>
I4 虐待防止に向けたネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>●要保護児童等対策地域協議会</li><li>●障がい者虐待防止に関する周知・啓発</li><li>●高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の実施</li></ul>



### (3) 多様な困難を抱える人への支援の充実

#### 現状・課題

- 経済情勢の悪化や雇用環境の変化、貧困の世代間連鎖の問題等、経済的な困難に関する相談が全国的に増加しています。また、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定・施行されるなど、再犯者が抱える課題等についても取組が必要になっています。
- 経済的な困りごとを抱える人や犯罪をした人、希望していてもなかなか就労できない人等、様々な状況にある市民に対し、居場所や役割を持ちながら地域で暮らしていくよう、総合的な支援が求められています。

#### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
15 生活困窮者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活自立支援相談室における相談・支援</li> <li>●住居確保給付金</li> <li>●生活福祉資金貸付等</li> <li>●住宅確保要配慮者に対する住宅確保のための支援</li> </ul>
16 就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人等の就労支援</li> <li>●ヤング・ジョブ・あいちやハローワーク等との連携</li> <li>●就労支援プログラム</li> </ul>
17 再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居・就労等の確保に対する支援</li> <li>●更生保護に関する啓発の実施</li> <li>●関係団体との連携や推進体制の整備</li> </ul>



## (4) 安心できる地域づくり

### 現状・課題

- 近年、全国各地で台風や地震といった大規模な災害が発生しています。災害時には自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人等について、地域での支援体制の構築が求められています。
- 日常的な地域のつながりは災害時にも有効に機能し、さらに犯罪の未然防止につながることから、地域における防災・防犯活動の活性化が求められています。

### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
18 避難行動要支援者への対応	●避難行動要支援者名簿の整備、啓発
19 地域防災活動の充実	●地域合同防災訓練における安否確認の実施
20 子どもの見守り・地域の防犯活動への支援	●スクールガード(通学路安全ボランティア)・こども110番の家・青色防犯パトロール等への支援、連携
21 消費者被害の防止	●消費生活相談の実施

## (5) 横断的な福祉サービスの充実

### 現状・課題

- 各種の福祉サービスは、ニーズの多様化等により質・量ともに拡充が求められています。一方で少子高齢化、人口減少により福祉に関する担い手が不足することが見込まれており、対策が必要となっています。
- 包括的な支援体制の構築に向けては、それぞれの分野別のサービスの充実とあわせ、全世代を対象とした、複数分野の支援を総合的に提供できるサービス等の拡充が求められています。

### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
22 新たな福祉サービスの充実促進	●市内福祉サービス事業所における共生型サービスの普及啓発
23 福祉専門職等の育成支援等	●事業者向けの研修会 ●介護人材育成のための情報提供等





基本目標

3

## 包括的な支援に向けた体制づくり

### (1) 支え合いのネットワークの強化

#### 現状・課題

- 市民の地域生活課題は多種多様であり、一つの分野のみで解決できない場合も多くあります。包括的な支援体制の整備に向けて、地域住民等との連携、専門職同士の連携、関係機関・関係各課との連携など、多分野にまたがって総合的に対応できるネットワークづくりが重要です。

#### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
24 専門職同士や組織間での連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔の見える連携交流会の開催</li> <li>●府内連携会議の開催</li> </ul>
25 地域での生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域自立支援協議会の開催</li> <li>●地域ケア会議の開催</li> <li>●協議体の運営</li> <li>●生活支援コーディネーターによる情報共有、連携強化</li> </ul>

### (2) 総合相談体制の整備

#### 現状・課題

- 社会情勢の変化や人々の生活の多様化などにより、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、個人や世帯が持つ地域生活課題が複雑化・複合化している事例が増えてきています。
- 市民が悩みや困りごとを一人で抱え込むことがないよう、受け止める相談窓口や、適切なサービス・専門の支援機関に円滑につなげていけるような包括的な相談支援体制が求められています。

#### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
26 各種相談窓口における連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等における対応</li> <li>●断らない相談支援の実施</li> <li>●総合相談シート(相談者の情報共有シート)による連携強化</li> <li>●総合相談にかかる情報発信や対応での配慮</li> </ul>

### (3) 重層的支援体制の整備に向けた検討

#### 現状・課題

- 重層的支援体制整備事業とは、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。
- 本市においても、縦割りではない支援、包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」を実現していくため、重層的支援体制整備事業をスムーズに実施するための連携強化や体制整備が必要です。

#### 市・社会福祉協議会の取組み

単位施策	事業
27 総合相談に関する方向性	●包括的相談支援事業 ●多機関協働事業
28 参加支援に関する方向性	●参加支援事業
29 地域づくりに関する方向性	●地域づくり事業
30 アウトリーチ等を通じた継続的支援に関する方向性	●アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

## 岩倉市再犯防止推進計画

#### 具体的な取組みの方向性

- 01 就労や住居の確保
- 02 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 03 薬物依存を有する者への支援
- 04 地域と連携した取組の実施
- 05 民間協力者の活動の促進等
- 06 広報・啓発活動の推進等
- 07 関係機関との連携の強化



## 7 計画の推進体制

### ① 市民・団体等との連携

- 計画書の配布やホームページでの公表、イベント等を通じ、本計画を広く市民に周知します。また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたって市民意見が反映されやすい環境を整備します。
- 本計画を推進していくため、地域福祉に関わる団体等との連携を強化します。特に新たに設置する「地域つながりづくり会議」を、関係団体間でつながり、課題を共有し、学び合い、課題解決に向けた話し合いをする場として機能を高めていきます。
- 市内の福祉サービス事業所や民間事業所、教育機関等と連携して地域福祉を推進します。特に市内の福祉専門職については、定期的な交流機会を設け、直接顔を合わせて話し合い、コミュニケーションを図ることによって、日常的に相談や協力が活発なネットワーク体制を構築します。

### ② 愛知県や近隣市町との連携

- 成年後見制度の利用促進や再犯防止の推進など、広域的な対応が望ましいものについて、県や近隣市町とともに連携して各種支援体制の充実に取り組みます。

### ③ 地域福祉計画推進委員会による進捗管理

- 「岩倉市地域福祉計画推進委員会」により計画の進行管理や評価、提言を行い、着実に計画を推進します。

### ④ 庁内連携会議の設置

- 地域福祉推進に関する情報共有や連携強化のため、庁内連携会議を設置します。進捗状況の評価・検証や推進体制に関する検討を行い、関係各課との連携のもと計画の実効性を高めます。

### ⑤ 共同事務局の設置

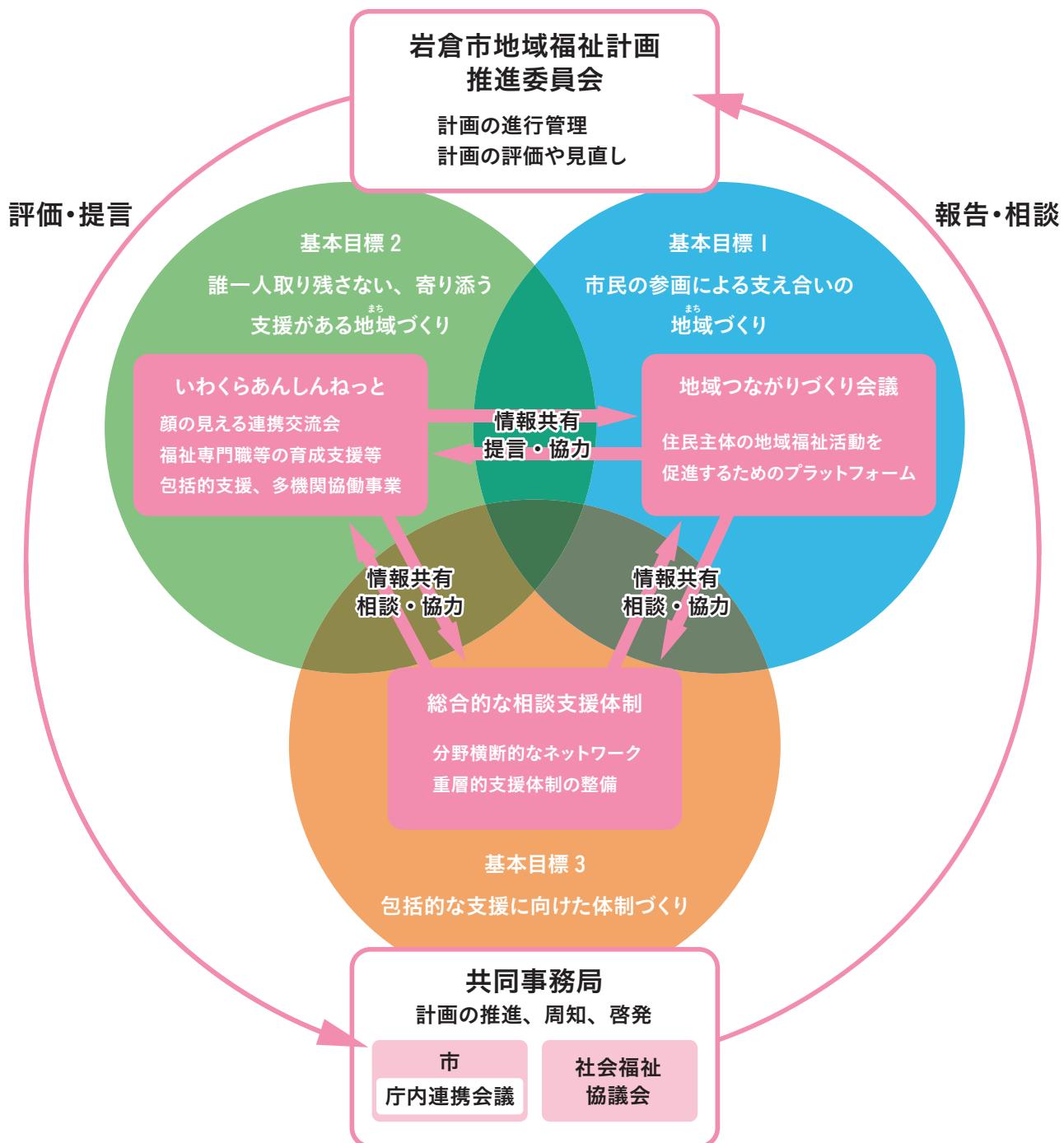
- 行政および社会福祉協議会は、共同事務局として計画の進行管理を行うとともに、推進委員会からの提言を受けて、計画の見直しなどを行います。また、計画の推進にあたっては、庁内および社会福祉協議会内の関係部署と連携を図りながら施策へと反映させていきます。

### ⑥ 「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定

- 本計画の「基本目標3-（3）重層的支援体制の整備に向けた検討」で示す方向性をより具体化し、実現に向けた体制整備を図るため、令和5年度中に「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和6年度からの事業開始をめざします。

## 8 計画の進捗管理の手法

- 本計画に位置づけた行政・社会福祉協議会の取組を総合的に推進するために、P D C Aサイクル（計画（P l a n）、実施（D o）、評価（C he ck）、改善（A ct）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法）に基づき、施策ごとの関係各課の事業の進捗状況について、各年度検討するとともに翌年度第1回の「岩倉市地域福祉計画推進委員会」で評価等を行い、事業をより良いものにしていきます。
- 本計画では、毎年度確認する指標と、計画見直しの際に確認する指標を設定しています。これら指標の達成状況を定期的に確認していくことで、その結果を取組の改善に活かします。





## 第3期岩倉市地域福祉計画

発 行： 岩倉市  
岩倉市社会福祉協議会  
編 集： 岩倉市 健康福祉部 福祉課  
愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地  
電話 0587-38-5809 (直通)

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会  
岩倉市西市町無量寺 2 番地 | 岩倉市ふれあいセンター内  
電話 0587-37-3135

発行年月： 令和5年3月